

## マグマシティブランディングプロモーション業務委託契約に係る企画提案競技実施要領

### 1 業務名

マグマシティブランディングプロモーション業務

### 2 業務の目的・内容

別紙「マグマシティブランディングプロモーション業務委託仕様書（案）」のとおり

### 3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

### 4 予算額

15,966千円（消費税及び地方消費税を含む）

ただし、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、予算額を超えてはならない。

### 5 企画提案競技参加資格

令和8年4月14日付け告示第566号に定められた資格要件のとおり（以下、再掲）。

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(7)まで及び(9)の要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合（以下「共同企業体」という。）にあっては、代表構成員が次に掲げる要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の構成員が(1)から(8)までの要件を満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この告示の日（以下「告示日」という。）現在において、納期の到来している市税、消費税及び地方消費税を完納していること。ただし、鹿児島市内に営業所等がないため本市への納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村税を完納していること。
- (3) 告示日以後において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) 告示日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) 当企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。ただし、1共同企業体の構成員間は除く。
- (8) 共同企業体にあっては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として当企画提案競技に参加しない者であること。
- (9) 令和5年4月1日から告示日までの間において、官公庁又はこれに準じる団体が発注する観光、産業等の自治体PR及びブランディングを目的としたイベント及びキャンペーン業務で、契約金額が1,000万円以上の受託実績を有していること。

## 6 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内 容	日 時
告示	令和8年4月14日（火）
質問受付期限	令和8年4月22日（水）午後4時30分まで
質問回答	令和8年4月24日（金）（予定）
参加申出書提出期限	令和8年4月28日（火）午後4時30分まで
企画提案競技参加決定通知	令和8年5月11日（月）
企画提案書提出期限	令和8年6月 3日（水）午後4時30分まで
プレゼンテーション審査	令和8年6月中旬（予定）
プレゼンテーション審査結果通知	令和8年6月下旬（予定）
契約締結	令和8年6月下旬（予定）

## 7 企画提案競技参加申出書の提出

### (1) 提出書類

次に掲げる書類を提出すること。共同企業体にあつては、代表構成員はアからキまでの書類を、代表構成員以外の構成員はイからキまでの書類を提出すること。なお、鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登載されている者又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されている者は、エ及びオの書類の提出を省略することができる。

ア 企画提案競技参加申出書（様式1-1又は様式1-2）

イ 会社概要（様式2）

ウ 業務実績（様式3）

エ 法人の履歴事項全部証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの。写し可）

オ 決算書（財務諸表（貸借対照表及び損益計算書））直前1期分

カ 市税に滞納がないことが確認できる証明書（告示日以降に発行されたもの。鹿児島市内に営業所等がないため本市への納税義務がない場合は、本社所在地の市区町村役場（特別区にあつては都税事務所）発行の市（町・村・都）税の納税証明書とする。写し可）

キ 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（告示日以降に発行されたもの。未納税額がないこと用（納税証明書その3）。写し可）

### (2) 提出部数

各1部

### (3) 受付期間

令和8年4月14日（火）から同月28日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

### (4) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

### (5) 提出方法

直接持参又は郵送（受付期間内必着）

### (6) その他

参加申込み後に、辞退する場合は、辞退書（様式5）を提出すること。

## 8 企画提案競技参加資格の審査及び通知

企画提案競技参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は令和8年5月11日（月）までに通知する。

## 9 企画提案競技参加決定者による企画提案書の提出

### (1) 提出書類

ア 企画提案書

※任意の様式で可。原則、A4判縦、横書き、両面印刷（カラー可）、左綴り、表紙を含め

20ページ以内とすること。企画提案書の下部にはページ番号を記載すること。

イ 見積書

※任意の様式で可。企画提案書の内容に基づき、本業務委託に係る経費を積算し、内訳を明示すること。

(2) 提出部数

正本：1部、副本：1部

- ・ 正本の表紙には住所、会社名及び代表者名を記入すること。
- ・ 副本には、企業名、住所、企業を特定できるマーク（社章）等は記載しないこと。
- ・ 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

※ なお、提出書類原本と別に、電子データを別途電子メールにて送信すること。

(3) 受付期間

令和8年4月14日（火）から同年6月3日（水）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

(4) 受付時間

午後8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 提出方法

郵送又は直接持参（受付期間内必着）、電子メール

(6) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には無効とする。

ア 企画提案競技に参加する資格が認められない者の行ったもの

イ 本要領に違反している又は適合しないもの

ウ 虚偽の内容が記載されているもの

エ 提出書類について、金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの

オ 本要領に定められた以外の方法で、関係者に直接、間接を問わず連絡を求めた場合

カ その他、審査や評価の公平性に影響を与える行為があったと認められる者の行ったもの

キ 「9(1)イ 見積書」において「4 予算額」に示した金額を上回る提案を行ったもの

10 企画提案書の記載内容

企画提案書には、下表の項目について、実現可能な提案を記載すること。

項目	提案内容	仕様書
①基本的な考え方・実施体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的な考え方、具体的な方針</li> <li>実施体制（体制図、各従事者の役割や業務経験・専門性など）</li> <li>過去3年間における類似事業の主な実績と成果</li> <li>具体的な業務スケジュール（月単位での工程など）</li> </ul>	—
②首都圏プロモーション業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>キャッチコピー</li> <li>体験型イベントの実施概要（コンセプト、実施時期、実施場所、実施内容、プロモーションの工夫など）</li> <li>ターゲットの行動変容につなげるための工夫</li> </ul>	4-(1) 4-(3)
③地元事業者とのプロモーション業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>体験型イベントの実施概要（コンセプト、実施時期、実施場所、実施内容、プロモーションの工夫、連携する地元事業者の具体案、首都圏プロモーション業務との連動性・期待される相乗効果など）</li> <li>令和9年度以降の自走につなげるための工夫</li> </ul>	4-(2)
④SNSプロモーション、メディアプロモーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロモーションの実施概要（コンセプト、実施時期、実施内容、プロモーションの工夫など）</li> <li>メディア露出やSNSフォロワー獲得につなげるための工夫</li> <li>想定しているメディアのアプローチ先</li> <li>SNSを通じた情報拡散効果の測定方法</li> </ul>	4-(4) 4-(5)
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業効果が把握できる成果指標と目標数値</li> <li>事業全体を通してのシンボルマーク・キャラクターの活用方法</li> </ul>	6 3-(1)

## 1.1 評価項目・評価の視点

項目	評価の視点	配点	
①実施体制	実施体制は十分で、現実的なスケジュールが組まれているか。	5	10
	本業務を遂行する上で、有益となる過去の実績を有しているか。	5	
②方針1 話題性とわく わく感の創出	メディア露出や SNS 拡散など、全国に話題を生むインパクトがあるか。	20	50
	本市の魅力の打ち出し方に独自性・新規性があり、わくわく感を創出する内容か。	10	
	「マグマシティ鹿児島市」の都市イメージ向上に寄与し、本市の魅力を効果的に伝える内容か。	10	
	誘客や特産品消費拡大など、ターゲットの行動変容を促す仕掛けが効果的に盛り込まれているか。	10	
②方針2 地元事業者と の連携	首都圏プロモーション業務と連動性があり、相乗効果が期待できるか。	10	30
	具体性が高く、実現可能性が十分にあるか。	10	
	令和9年度以降、自走の可能性を感じられるか。	10	
③方針3 戦略的な情報 拡散	話題・情報拡散の戦略は、多様な手法を組み合わせた効果的な内容か。	20	40
	メディアアプローチの方法や想定するメディア先が具体的で、有効な露出獲得につながりそうか。	10	
	SNS の活用方法に工夫があり、効果が期待できるか。	10	
④方針4 シンボルマー ク等の活用	全体を通して、シンボルマークやキャラクターを効果的に活用できているか。	10	10
⑤その他	成果指標・目標数値・効果測定の方法は、それぞれ具体的で妥当か。	5	10
	見積額は実施内容に対して適切か。	5	
⑥総合評価	プレゼンテーションにおける総合評価（業務に対する意欲、地域活性化への貢献意欲、質疑に対する誠意ある応対など）	20	20
合計		170	

## 1.2 質問の受付及び回答

企画提案書の記入方法等について質問がある場合には、下記の要領にて行う。

### (1) 受付期限

令和8年4月22日（水）午後4時30分まで（期限厳守）

### (2) 提出方法・提出先

下記様式により、電子メールで提出すること。電話など口頭による照会には回答しない。

（アドレス citypromo@city.kagoshima.lg.jp ）

### (3) 提出様式

質疑応答表（様式4）

### (4) 記載内容

質問は、本委託業務に係る条件や応募手続きに係る事項に限る。質問の趣旨を簡潔に記入すること。質疑応答表に質問者の会社（団体）名・氏名及び連絡先等の記入がない場合には、回答しない。

### (5) 回答方法

質問及びその回答内容のみについて、令和8年4月24日（金）までに、質問者にメールで行うほか、市ホームページに掲載することとする。

## 1.3 委託業者の選定方法

委託業者の選定は、参加資格を確認した上で、鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画

提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い、最適な業者を選定する。

なお、企画提案競技参加者が多数の場合は、一次審査として書類審査を行い、二次審査としてプレゼンテーション審査を行う場合がある。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案競技参加者は、提出した企画提案書の内容に基づき、プレゼンテーションを行う。

ア 日時：令和8年6月中旬（予定）

イ 場所：未定

ウ 留意事項

- ・ 開催日時、場所等の詳細については、別途、通知する。
- ・ プレゼンテーションは、実際に業務の主担当となる予定の者が行うこと。（統括責任者には限らない。）
- ・ プレゼンテーション時に提案書の記載内容を抜粋したパワーポイントを作成して説明しても差し支えない。

(2) 選定結果

契約予定者決定に至った経緯及び評価点の公表は行わないものとし、結果についての異議申し立ても受け付けない。

なお、一定の評価基準に達しないなど適切な提案がないと判断される場合には、契約予定者の決定を行わないことがある。

(3) 結果通知

選定結果通知については、全参加者に対して文書で通知する。

(4) 企画提案競技の延期等

参加者が相連合する等の場合で、企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認められたとき及び不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又はこれを廃止することがある。

なお、延期又は廃止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要した費用について、本市でその負担に応じることはない。

#### 1.4 業務の委託方法

(1) 選定委員会で選定された企画提案競技参加者に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該業務を委託する（随意契約）。

(2) 選定された者が鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿又は鹿児島市建設工事等入札参加有資格業者名簿に登載されていない場合は、契約締結時に印鑑証明書（原本に限る。）を提出すること。

(3) 仕様書は、選定された提案を基に業務実施の具体的方法について、協議、調整を行い、作成する。

(4) 選定された者が、告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、契約の締結は行わない。この場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。

(5) 契約予定金額は、予算の範囲内において、改めて契約予定者と見積り合わせを行う。

#### 1.5 提出書類の取扱い

(1) 提出された申出書等は返却しない。

(2) 企画提案競技参加者が企画提案競技参加に要した費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。

(3) 提出された申出書等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。

(4) 提出された申出書等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。

(5) 前号により公表する場合、申出書等の写しを作成し使用することができるものとする。

(6) 鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、同条例に基づき、不開示情報を除いた情報を公開することがある。

16 提出先及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市企画財政局企画部ふるさと納税・シティプロモーション戦略課（本館3階）

担当：吉野（ヨシノ）

TEL 099-803-9547

Email [citypromo@city.kagoshima.lg.jp](mailto:citypromo@city.kagoshima.lg.jp)